

桑名都市計画特別用途地区の変更（桑名市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
特別用途地区 (厚生地区)	約 1 5 ha	(条例名) 桑名市長島町厚生地区建築条例 (内容) 厚生地区内において、建築物の緩和、建築物の構造等の制限をすることにより地区のよりよい環境づくりを図る。
特別用途地区 (商業業務誘導地区)	約 1 7 . 8 ha	(条例名) 桑名市商業業務誘導地区建築条例 (内容) 桑名駅東西地区に商業地域としてふさわしい商業業務系の用途を誘導するため、一定規模の建築物の建築の用途を制限又は禁止することで商業及び業務の活性化を図る。
合計	約 3 2 . 8 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

長期的なまちづくりの施策の一つとして、桑名駅東西地区に商業地域としてふさわしい商業業務系の用途を誘導することを目的として、桑名駅東側に指定されている特別用途地区(商業業務誘導地区)の範囲を駅西側にも拡大し、一定規模の建築物の建築の用途を制限又は禁止することで、駅周辺の商業及び業務の活性化を図る。